第 1756 号

REÁDAS U-ダアスクラブ 1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 3月 5日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 自治体へのパソコン提供

Q:地方公共団体へパソコンを寄附した場合の取扱いが公表されたようですが、どのように取り扱うのでしょうか。

A: 寄附金控除の対象になります。

【解説】

中古パソコンを地域住民向けに貸与する事業を計画している自治体が、複数の民間法人や個人から、中古パソコンの無償提供を受ける場合の税務上の取扱いについての照会に対する回答が、昨年12月に公表されました。

それによると、パソコンを無償提供した場合には、「国又は地方公共団体に対する寄附金」として、法人の場合は全額損金算入が認められ、個人についても寄附金控除の対象になることが明らかにされました。

次に、寄附金控除の額については、法人の 寄附したパソコンが、自治体が採納する際に 発行する採納証明書記載の型式等により特定 できるのであれば、寄附金として支出した金 額を帳簿価額で計算し、なおかつ、その額を 確定申告書に記載した場合には、帳簿価額に よる算定でも差し支えないとしています。

また、個人が地方公共団体に寄附したパソコンが、「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当するのであれば、パソコンの無償贈与に係る譲渡所得も非課税となることや、個人において特定寄附金に該当する金額について、業務の用に供されているパソコンとそれ以外の場合で具体的な算出の仕方が示されています。







